

移送サービス契約書



(一般乗用旅客自動車運送事業・福祉輸送限定)

第 1 条(事業者の法的位置付け)

1. 甲(ミテマツ在宅ケア・ペット共生サポート 松島 亜紀子)は、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定)の許可を受けた個人事業主である。
2. 本契約は、乙(利用者)に対し「運送」を提供することを主目的とする。
3. 本契約は医療・看護サービス契約ではない。医療行為が必要な場合は、別途締結する「訪問看護契約」に基づき実施し、本契約とは法的に独立したものとして扱う。
4. 本契約に定めのない事項は、甲が定める「一般乗用旅客自動車運送事業運送約款」による。

第 2 条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は締結日から 1 年間とする。
2. 満了日の 7 日前までに終了の意思表示がない場合、自動更新とする。

第 3 条(サービス内容)

1. 甲は、福祉車両を使用して外出の援助をする個別輸送サービス(当サービス)を提供する。
2. 対象者は、単独で公共交通機関を利用することが困難な要介護(要支援)認定者、または障がい者とする。
3. 利用範囲は、原則として苫小牧市内(錦岡～イオン近郊エリア)の発着とする。
4. 甲は乗降介助、車いす固定、安全確保のための見守りを行う。
5. 甲は、乙の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、安全確保(シートベルトや体幹の固定等)のために一時的に乙の行動を制限する場合がある。その場合、速やかに乙の家族または代理人に報告し、確認を行う。
6. 医療行為(吸引、注入、処置、診断補助等)は本契約の対象外とする。
7. 乙の状態により付添人が必要と判断される場合、甲は付添人の同乗を求めることができる。
8. 乙が感染症法に定める一類感染症、二類感染症またはこれに準ずる感染症に罹患している場合、またはその疑いがある場合、甲は安全確保のため運送を拒否または中止することができる。
9. 甲は、当サービスの提供に当たっては、乙又は乙の家族に対して適切な指導を行うとともに、ほかの移動支援事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 4 条(利用申込みとキャンセル・変更)

1. 本サービスは原則として予約制とする。予約内容の変更またはキャンセルを希望する場合は、速やかに甲へ連絡しなければならない。
2. 乙が自己の都合により予約をキャンセルする場合、以下のキャンセル料を甲に支払うものとする。
 - (1)予約当日の午前 9 時までの連絡:無料

- (2) 予約当日の午前 9 時以降の連絡: 予約料金の 50%
- (3) 無断キャンセル(連絡なき不出): 予約料金の 100%
- 3. 前項の規定にかかわらず、以下の事由によるキャンセルまたは変更については、キャンセル料を免除するものとする。
 - (1) 乙の急な体調不良や容体の変化
 - (2) 医師または医療機関の判断による外出中止
 - (3) 天災、悪天候、災害等により、安全な移動が困難であると甲が判断した場合
 - (4) その他、安全確保のために甲の判断でサービスを中止・変更した場合
- 4. 天候・交通状況・車両の故障・甲の急病その他やむを得ない事由により、予約されたサービスを提供できない場合、甲は予約の取消または日時変更を行うことができる。この場合、甲は代替車両の手配義務および損害賠償の責任を負わないものとする。
- 5. 当日の状況により、安全確保を最優先するため、甲は乙に対して内容の変更(移動の中止、時間短縮等)を提案する場合がある。この場合の料金は、実際に提供したサービス内容に基づき精算する。

第 5 条(運賃および料金)

- 1. 運輸局届出済み認可運賃(時間制)を適用する。
- 2. 介助看護料金・資機材代等は別紙移送サービス料金表による。介助看護のうち、「移動介助+看護ケア(医療的要素含む)」が必要な場合は、「訪問看護契約」を別途結び、医師の指示書の提出を求めるものとする。
- 3. 高速道路料金、駐車料金、入場料等の実費は乙の負担とする。
- 4. 料金は原則として降車時に支払うものとする。
- 5. 運賃は法令および運輸局認可内容に従い変更されることがある。

第 6 条(健康状態の申告義務)

- 1. 乙は持病、感染症、発作歴、転倒リスク等を事前に正確に申告する。
- 2. 虚偽申告または重要事項の不告知により生じた損害について、甲は責任を負わない。
- 3. 体調が不安定な場合、乙は医師の許可を得るものとする。
- 4. 甲の故意または重過失による損害については本条を適用しない。

第 7 条(移送中の医療対応)

- 1. 走行中の医療行為は禁止する。
- 2. 医療行為が必要な場合は、安全な場所に停車したうえで訪問看護契約に基づき実施する。
- 3. 緊急時は 119 番通報を優先する。
- 4. 救急搬送後の医療結果について、甲は責任を負わない。

第 8 条(運行中止)

- 1. 悪天候・凍結・災害・車両不具合等、安全運行に支障がある場合、甲は運行を中止できる。
- 2. 中止により生じた損害について、甲は補償責任を負わない。
- 3. 乙宅前で安全停車が困難な場合、近隣安全地点での乗降を依頼できる。
- 4.

第9条(賠償責任の限定)

1. 甲は、当サービスの提供にともない、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、乙に対しその損害を賠償する。
2. 前項の賠償は、甲が加入する損害賠償保険(自動車保険等)の支払限度額を上限とする。ただし、甲に故意または重過失がある場合はこの限りではない。
3. 以下の事由に起因する損害について、甲は責任を負わない(免責)。
 - ・天災地変、不可抗力、または事故回避のための急停止。
 - ・乙の持病の自然経過、または乙の指示・身体状況に起因する事象。
 - ・通常想定される走行中の軽微な揺れや段差による身体反応。
4. 本条は、消費者契約法その他強行法規により制限される範囲を超えて適用されるものではない。

第10条(共同利用時の責任区分)

1. 訪問看護契約と同日に利用する場合でも、事故原因は契約ごとに区分して判断する。
2. 医療行為に起因する損害は訪問看護契約に基づき処理する。
3. 移送行為に起因する損害は本契約に基づき処理する。

第11条(鍵の取扱い)

1. 鍵を預かる場合、書面で受領確認を行う。
2. 重大な過失がある場合を除き、保険範囲内で対応する。
3. 鍵交換費用は合理的範囲に限定する。

第12条(記録機器)

1. 安全管理のためドライブレコーダーを設置する場合がある。
2. 記録不具合があっても法的責任は生じない。
3. 記録は法令に従い適切に管理する。

第13条(ペット同乗)

1. 乙が希望する場合、甲は小動物(犬・猫等)を乙と同乗させて運送することができる。
2. ペットは適切なケージ等に收容し、運行に支障がない状態で同乗させるものとする。ただし、身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、介助犬、聴導犬についてはこの限りではない。ペットの状態・種類・性質等により安全運行に支障があると甲が判断した場合、運送を拒否または中止することができる。
3. ペットの運送中に生じた事故・負傷・死亡等の損害については、甲の故意または重過失による場合を除き、甲が加入するペット事業者保険の補償範囲をもって責任の限度とする。
4. ペットを同乗させる場合、乙は別紙料金表に定める「車両清掃消毒費」を負担する。
5. 万が一、甲の重大な過失によりペットに損害が生じた場合でも、賠償額は加入する対物(ペット)賠償保険の支払い限度額(またはペットの購入代金相当額)を上限とし、精神的慰謝料等の請求には応じかねます。

第 14 条(契約解除)

- 乙が以下の各号のいずれかに該当する場合、甲は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - 運賃および利用料金の支払いが滞り、甲の請求に応じないとき
 - 甲に対し、暴言、暴力、セクシャルハラスメント、その他の著しい迷惑行為があったとき
 - 利用申込時の申告内容に重大な虚偽(病状や感染症の隠匿等)が判明したとき
 - 乙またはその家族、代理人が反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - 乙の身体状況の著しい変化等により、本サービスによる安全な輸送が困難であると甲が判断したとき
- 乙は、甲に対して 1 週間前までに通知することにより、本契約を解約することができる。

第 15 条(個人情報取扱い)

- サービス提供ごとに、実施日及び実施したサービス内容などを記録し、乙はその内容の確認をして、署名または押印をする。これらの記録はサービス完結の日から 5 年間保存し、乙は甲に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができる。(複写などにかかる費用は乙が負担する)
- 甲は、乙の個人情報を個人情報保護法に基づき適切に管理する。
- 緊急時の医療機関・家族への情報提供について、乙はあらかじめ同意する。
- 記録は法令に基づき適切に保管する。

第 16 条(誠実協議および裁判管轄)

- 本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
- 前項の協議によっても解決に至らず、本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

契約締結日: 令和 年 月 日 甲(事業者)

住所:

氏名: 印

乙(利用者)

住所:

氏名: 印

家族代表者(任意)

住所:

氏名: